

会 議 録

会 議 名	嵐山町介護保険運営協議会					
開 催 日 時	令和3年1月13日（水）	開 会	午後 2時00分			
		閉 会	午後 2時48分			
開 催 場 所	嵐山町町役場 町民ホール					
会 議 次 第	1. 開 会 2. あいさつ 3. 会議録署名人の選任について 4. 議 事 （1）第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について （2）パブリックコメントについて （3）その他 5. 閉 会					
公開・非公開の別	公 開		傍聴者数	0 人		
非公開の理由 （非公開の場合）						
委員出欠状況	会 長	吉田 典生	出	委 員	大木 伸秀	出
	副会長	安藤 勲	出	委 員	山田 昇	出
	委 員	中澤 和英	欠	委 員	小屋野 賀津美	出
	委 員	山下 道子	出			
	委 員	中西 敏雄	出			
	委 員	杉田 文子	出			
	委 員	石井 彰	出	出席者9人 欠席者1人		
事 務 局	長寿生きがい課長 萩原 政則			包括支援担当 簾藤 久史		
	長寿生きがい担当 菅原 広子			長寿生きがい担当 伊藤 典子		
	(株)サーベイリサーチセンター 板倉			(株)サーベイリサーチセンター 岡田		

次 第	顛 末
1.開 会	萩原課長
2.あいさつ	会長
3.会議録署名人の選任について	石井委員、大木委員に願います。
4.議 事	<p>事務局＞進行は吉田会長に願います。</p> <p>(1) 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について</p> <p>事務局＞「嵐山町高齢者福祉計画介護保険事業計画（素案）」に基づき説明。本日は33ページ各論から審議させていただきたい。各論については介護予防に関する事業計画が掲載されており、第7期計画を踏襲した事業の見直しや変更点について赤字で記している。膨大な量の為説明は省略させていただく。</p> <p>73ページから、介護保険事業の推進について、サービス内容が記載されており、予防給付・介護給付と表が2つあるが、73ページから82ページまで、第7期実績の前年比の数に誤りがあるため、訂正させていただきパブリックコメントに出したい。</p> <p>83ページ、施設整備の目標が掲載されている。第8期計画では「小規模多機能型居宅介護施設、または看護小規模多機能居宅介護施設を整備します。」と記載させていただいた。小規模多機能施設については第7期計画で予定していたところだが、期間中に整備ができなかったため、あらためて計画を挙げさせていただいたものである。看護小規模については嵐山病院が移転したこともあり、そちらの施設で整備できればということで「または」として追加させていただいた。表の下から2つ目に「小規模多機能居宅介護」と入っているが「または看護小規模多機能」を入れていなかったため訂正する。</p> <p>86ページ、本日配付した訂正済みの表をご覧ください。赤字部分が平成30年度実績値を訂正した。実績値について、平成30年度から令和元年度にかけて、若干介護給付費が上がってきている。平成30年度実績値は約11億4,700万だが、令和元年には約11億9,000万に上がっている。これを見込み、第8期推計を行っているが、89ページの一番上に「総給付費見込額」があり、令和3年度は12億74,236,000円が見込まれている。こちらについては下に※印で「国の地域包括見える化システムより」とある通り、国の見える化システムで推計された数値で、これが令和3年度から5年度までの総給付費見込となる。下の「標準給付費見込」にその数値が入り、高額介護サービス等と足すと「標準給付費見込額」が出て、令和3年度から5年度の合計、一番下の右、42億36,307,000円という数字が「標準給付費見込額」といって、皆さんが使うサービスの総費用となる。その次の「地域支援事業費見込」は、介護予防に関する費用の金額で、令和3年度から令和5年度合計金額が約1億578,000円になる。</p> <p>90ページからは保険料の関係で、総費用に対して60歳以上が23%、40歳から64歳27%負担するという表になっている。</p> <p>91ページ、第8期の「保険料収納必要額」がある。この表の見方は、一番上に赤字で「標準給付費見込額」があり、これが先ほど説明した42億円程度、次に「地域支援事業費」が先ほどの1億円程度、それを合わせると全体の介</p>

護保険としてかかる費用が 43 億程度となる。その 43 億円のうち、23%が 65 歳以上の介護保険負担費で、次の 3 段目のところが約 10 億程度となり、10 億程度が 65 歳以上の介護保険で賄ってもらいたい金額になる。

その下、「調整交付金相当額」について、調整交付金は 5%だが、町村によって 5%もらえるところもあればもらえないところもある。計算方法は、高齢者の人数や所得階層など、諸々の計算方式があり、国のシステムで計算すると、嵐山町は 5%ではなく、約 1%しか国からは来ないため、残りの 4%程度は保険者の負担に含まれることになり、先にいった 23%プラス 4%程度を追加で負担してもらうことになってしまうため、先ほど申し上げた 43 億程度のうちの 27%程度が被保険者負担分になる。そういうもの諸々を計算すると、11 億 7,500 万程度になるが、そこから 65 歳以上の人数を割り出すと、年額 64,800 円程度、月でいうと 5,400 円になる。現在、年間 54,000 で月額 4,500 円なので、月々 900 円もアップしてしまうことは防ぎたいということで、町長から、できれば 5,000 円ぐらいにしてほしいといわれたため、次の「準備基金取崩額」で 6,800 万円を取り崩し、月 5,000 円、年額 6 万円となる案を提示させていただいている。

下の「所得段階別介護保険料」の真ん中の 5 段階のところ、月額 5,000 円、年額 60,000 円になるので、所得の低い方は保険料率により変わっていき、高い方は少し上がる、このような表になる。

これからご承認いただいてパブリックコメントを出させていただくことになるが、87 ページから 91 ページの見込みの表は、令和 2 年 12 月 16 日時点の試算であり、介護報酬の改定がまだ反映されていないため、数字が若干高くなることになる。今、金額を入れることができないため、見込み金額は記載をせず、パブリックコメントを出させていただく予定になっている。

説明は以上である。

会長>何かご質問やご意見があればお願いします。

私から 1 つ。6,800 万とあるが、実際、基金は今どれぐらいあるのか。

事務局>91 ページ、上の表の下から 3 段目に「準備基金取崩額」として、今回、6,800 万円を予定している。

わかりやすくいうと、基金というのは貯金で、町の介護保険特別会計は、今現在 1 億 6,000 万程度の積み立てがある。この基金のうちの 6,800 万を取り崩すということで、計画だと 3 年後には 1 億を切るかたちとなる。

会長>皆さんいかがか。

事務局>意見がないが、参考に、確定してはいないが近隣の状況についてお話しさせていただく。

嵐山町は、今、月 5,000 円と考えているが、近隣状況を確認したところ、東松山市は 5,300 円、滑川町は 4,900 円、小川町は 5,000 円、端数処理をするかもしれないが、川島町は、5,780 円、吉見町は 5,616 円、鳩山町は近隣で一番安く 4,000 円、ときがわ町は 5,394 円、東秩父村は 6,876 円ということで、比企郡市でみると嵐山町は下から 3 番目という金額を組み込もうとしている。

委員>収納率 99%というのは大丈夫なのか。

事務局>前回は 97.5%で計算していた。収納率の影響について、今日の訂正分で 91 ページ上段の最後に 99%と入れたが、その上の 11 億 790 万は、100%とればこの金額、1%分集まらないとすると今の数字に 1%分増やしておく想定をしないといけない。前回の第 7 期は 97.5%で計算していたが、なる

べく保険料を安くと考えて99%としたが、委員のご質問に対して、課で計算したのは、分母に令和元年度の特別徴収と普通徴収の現年の調定額、そして、分子に特別徴収と普通徴収の収納額及び滞繰の収納額も入れたところ、99.47%となり、99%でも余裕があるかと考えた。特別徴収がほとんどで、特別徴収は年金から徴収をしており、100%の収納率である。年金が18万円に満たないほんの一部の方については、普通徴収として納付書で納めており91%ぐらいだが、全体で見ると特別徴収が多いので、合計すると99%でも大丈夫ということになる。

会長>他にはいかがか。

委員>取り崩す準備基金について、これからの状況からみると増える方向ではないようで、出ていくお金のほうが大きいとすると、この貯金を減らさないため。増やすための原資はどういうところから考えられるのか。

事務局>減らさないためにどうしたらいいかについて、資料の89ページ、3段の図表の真ん中の給付費と、下の地域支援事業費の合計金額が、介護保険の計算に係ってくる。上の部分は利用者が利用したとき、1割から3割、ほとんどの方が1割で利用するが、介護保険で払う9割から7割の金額がここに出ていて、下の地域支援事業というのは、基本的に要支援や要介護にならないため介護予防教室等を行う事業として見込まれている。予防事業を多く行うことによって、計画値の数字にならないように抑える努力をすれば、それだけ使わないことになるため、貯金を崩す量は少なくなり、計画より頑張れば、逆に貯金を殖やすことができるかもしれない

前回の7次計画のときは、2億2,000万の貯金があって、取り崩しが1億7,000万使うと計算し、5,000万しか残っていないはずだが、今、1億6,000万あるのは、介護予防事業を一所懸命やったことで浮いたため、今後も介護予防を頑張れば、もっと次期に繰り越す貯金が多く残るかと思うので、介護予防に力を注いでいきたい。

会長>他にいかがか。

委員>今、介護保険料の説明をいただいたが、その前のところ、各論について伺いたい。

各論の中で各事業が計画されているが、各事業ごとに実績値と目標値が知りたい。一律にいかないのは当然わかるが、実績値の推移、経過の数値と、目標値の変化について、例えば、実績値が下がる傾向にあるから目標値もさらに下がる、あるいは横並び、あるいはアップしているというふうに、それぞれの事業の内容によっては、実績値と目標値が必ずしも一致しないのは当然と思っているし、一律にはいかないことは承知しているが、各事業ごとの目標値を設定する上で、設定するための根拠について、どれか1つの例で、こういった要素を基に目標値を設定されたのか伺いたい。例えば人口の増減によるとか、介護度の違いとか、そういったことを、何かわかりやすい1つの事業を例にして教えていただきたい。

事務局>一つひとつ、いろいろなパターンがあるが、例として、81ページ、(3)の施設サービス費の①介護老人福祉施設、特養に該当するところだが、7期の実績値、30年度108人、令和元年度114人、令和2年度124人、実際にその施設に入って介護給付を受けた人の人数が挙がっている。国の見える化システムに、町の人口や65歳以上の人口、要介護者の人数等を入れていくと、令和3年度については131人の方がこういう施設を使うだろう、令和4年度は135人が使うだろうというかたちが出てくる。その人数に応じ、

金額も出てくる。サービス費については、見える化システムによって出た数字をそのまま使っている。

会長＞他にいかがか。

委員＞90 ページ、先ほど 65 歳以上の方の保険料が 4 % 増えて 27 % になるという話があったが、40 歳から 64 歳の方も 27 % で、ほぼ同額となるということか、

事務局＞90 ページの円グラフで、緑の部分が国の負担金で、介護給付の居宅分に係るというところは、国の負担が 25 % となっている。吹き出しで、調整交付金が国の負担 5 % 以内となっている。その右は国の負担が 20 % で、調整交付金 5 % 以内、あと、左下が 25 % で国の負担金が 5 % 以内となっている。まず、左上から、国の負担金 25 % となっているが、介護給付の居宅分については、国から町に、係った金額の 20 % が振り込まれる。すると 5 % をもらっていないかたちになるが、その 5 % は調整交付金として町に入ってくる。調整交付金は、市町村の格差を埋めるために調整しているもので、例えば 65 歳以上人口の多い市町村や、介護認定率が高い市町村、所得の低い市町村と大きな市町村で差があるので、その辺をこの調整交付金で調整している。

差替資料 91 ページの上の表の上から 4 段目、合計金額 214,639,586 円というのが、本来ならば 5 %、国から入ってくるべきだが、嵐山町については 3,600 万しか入ってこない。その差額を 65 歳以上の被保険者の保険料で賄うしかないということで、その差額は保険料の算定の中に入れるべきとして計算している。町の介護認定率は、他の市町村と比べると低く、所得について計算したところ、嵐山町の方々は、今、真ん中が月 5,000 円で年間 60,000 円であるが、それぞれの段階別数を所得段階別介護保険料の金額を入れて合計し、再度人数で割ると、平均 60,000 円にならず、62,871 円という金額になった。調整交付金は国が調整をしているもので、嵐山町は他市町村に比べると、まだ介護保険については健全な運営ができていているということで、国から来る金額が 5 % でなく 1 % ぐらいしかない。その 4 % が、計算上は最終的に 23 % でなく 27 % ぐらいになる計算になるという説明をした。本来は 23 % だ。

会長＞他にいかがか。

事務局＞1 点、パブリックコメントでは、先ほど言ったように金額は出さない。理由は、金額は議会の議決要件のため、そこまでパブリックコメントに出すと、高いとか、意見がたくさん出て収拾できなくなるので、どこの市町村も金額については載せていない。その後もう一度計算するわけだが、先ほど言ったように介護報酬等の改正で高くなったりするので、町長は月 5,000 円でと言っているので、その辺は財政調整基金、貯金の取り崩しで、月 5,000 円、年間 60,000 円の標準額になるよう定めたいと思う。今、現在だと 6,800 万円の取り崩し予定だが、実際の金額は多少変わることがあることをご了承いただきたい。

会長＞他にはいかがか。

(特になし)

意見がなければ、議題 (1) については、この原案でご承認いただけたものとする。

何かあれば、最後にご質問いただければと思う。

(2) パブリックコメントについて

事務局>事前に配付資料について説明。

「パブリックコメントを実施します」という広報のコピーだが、1月号の広報に掲載させていただいた。介護保険計画のパブリックコメントの期間は、来週水曜日から2月10日までということで出させていただいた。意見の受付期限は2月10日までとなっている。今日、ご承認いただいたので、訂正等を行い、出させていただく予定である。

会長>(2)について何かあるか。

委員>過去のパブリックコメントの実績数はどの程度あるか。広く意見を求めるには当然必要な方法であるが、実態として、これだけのことをやって意見がほとんどないとか、そういう現状だとすれば、他に方法は思いつかないが、その辺の状況を伺いたい。

事務局>町のパブリックコメント実施要綱が、今年1月から施行となっている。今までは、決まりがなく行っていたかたちだが、前回、第7期の計画のときは、たぶん、意見がなかったと思う。

今回、要綱に定められ、町はパブリックコメントを行うようになった。いち早く、都市計画マスタープランのパブリックコメントが終わったところで、6人から、30項目ほどたくさん意見が来ている。今回、要綱がしっかりできたことから、各担当は、広報に載せたり、ホームページに載せたりする。前は意見がなかったが、今回はどうかと思っている。金額を載せなければ、意見はそれほどないのかなとは思いますが、いただいた意見について、次回の会議でこの意見は入れたほうがいいのか、この意見は参考意見として聞いておこうといったかたちでご協議していただき、最終的なかたちにしたいと考えている。

会長>他にいかがか。

(特になし)

よろしければ、(2)について、ご承認いただけたものとさせていただきます。

(3) その他

事務局>次回会議予定について、来月2月18日木曜日、午後2時から開催させていただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。後日、改めて通知させていただきます。

会長>次回もあまり時間がないが、よろしくお願ひしたい。

特に何かご意見があればお願ひする。

委員>63ページ、「(4) ボランティアセンターとの連携」というところ、現状と課題に、「社会福祉協議会による」とあり、事業概要に、ボランティア団体や個人ボランティアの登録と書かれている。現在、ボランティア関係は交流センターのほうでやっていると思うが、意味的に社会福祉協議会が支援をしていくということでもいいのか。

事務局>今すぐにこういうふうには直すとお示しするのは難しいが、現状に合うかたちにしたいと思う。

会長>他にはいかがか。

(特になし)

特になければ、これで議事を終了させていただきます。

5. 閉 会	課長>スムーズな進行により、短時間で終了することができた。緊急事態宣言も出ているので、皆様にもご注意いただき、次回2月18日、パブリックコメントについて皆様にお諮りしたいと思う。
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。 令和 3年 2月18日 署名委員 <u>石井 彰</u> 令和 3年 2月18日 署名委員 <u>大木 伸秀</u>	